

暑い日が続きますが、ご自愛ください。健康管理されていますか？

労務協会からのお知らせ

★「定期健康診断」を実施しましょう！

安全衛生法により、①雇入れ時と②1年以内ごとに1回、定期健康診断を行わなければなりません。

検査項目が決められているため、生活習慣病予防健康診断など他の健康診断の実施と兼ねる場合には、**検査項目を追加し、条件を満たすことが必要**となります。

受診の対象となる従業員は、ほぼ社会保険に入らなければならない基準と同じ「**正社員の4分の3以上**」の勤務時間の者ですが、2分の1以上のパートタイマーも受診させることが望ましいとされています。

清水商工会議所では、パートタイム雇用管理改善事業として会員会社について2分の1以上4分の3未満のパートタイマーの健康診断を200名限定・受診料無料で9・10月に清水保健センターで行なうそうです。

詳しいお問い合わせ先：0543-53-3401 清水商工会議所会員課

深夜労働を含む業務や有害物質を扱う業務などに就く従業員については、6ヶ月に1回の受診となります。

常時従業員数50名以上の会社は、健康診断の結果報告を労働基準監督署に提出しなければなりません。

労働基準監督署の労働条件調査等で、定期健康診断の**未実施を指摘される例が多い**ので、ご注意ください。

★「通勤手当」について

通勤手当とは、通勤にかかる費用の一部または全部を会社が負担するための手当です。各種手当の中では、もっとも広く普及している手当のひとつといえます（支払わなければならない手当、というわけではありません）。

通勤手段と距離に応じて所得税の非課税限度額が決められていて、多くの会社ではこの限度額の範囲内で支給しています。

1ヶ月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として**課税**されます。超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

【マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヶ月当たりの限度額の表】

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの限度額
2キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上 35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上 45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上	24,500円

また、通勤手当は時間外割増賃金の基礎となる賃金から除外されています。

<編集後記>サッカーワールドカップが終わり代表監督にオシム氏が就任し、早速『オシムの言葉』という本を読みました。「強い組織」を作るためのヒントとなるのではないのでしょうか？ (一ノ宮 俊人)